

別記2-4 加工・流通段階における一般木質バイオマスの証明書の記載事項例

番 号  
令和 年 月 日

発電用チップに係る一般木質バイオマス証明

〇 〇 殿  
(販売先)

〇〇チップ製造事業者  
認 定 番 号

下記の物件は、全て一般木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

1. 樹種
2. 数量
3. GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）

(1) 原料区分、原料輸送区分

原料区分	原料輸送区分	構成比	備考

(2) 加工区分

- チップ加工
- ペレット加工（乾燥に化石燃料利用）
- ペレット加工（乾燥にバイオマス利用）

(3) 製品輸送区分

トラック最大積載量： 4t車以上    10t車以上    20t車以上

輸送距離： 10km以下    20km以下    30km以下    40km以下    50km以下

100km以下    150km以下    200km以下    300km以下

※ GHG関連情報の内容については必要に応じて加除する（例えば、原料輸送を行わない場合は「原料輸送区分」の項目は不要。）

注 本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報（一般木質バイオマスであること等）を追加記載することで証明書とすることも可能。